

盛岡市職員給与支給条例の一部改正について

平成 14 年 12 月 20 日

総 務 部

1 提案理由

国及び県の例に準じ一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするとともに、市議会議員等の期末手当の支給率を改定しようとするものである。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

(平成 15 年 1 月 施行)

	行政職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)
改 定 率	△ 1. 8 5 %	△ 2. 0 7 %	△ 1. 8 5 %
適 用 職 員 数	2, 0 0 8 人	2 3 人	1 5 1 人

(2) 諸手当

① 初任給調整手当について

(平成 15 年 1 月 施行)

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度を 219,100 円 (現行 222,700 円) とする。

② 扶養手当について

(平成 15 年 1 月 施行)

配偶者に係る手当月額を 14,000 円 (現行 16,000 円) とし、配偶者以外の子等の扶養親族のうち 3 人目からの手当月額を 1 人につき 5,000 円 (現行 3,000 円) とする。

③ 通勤手当について

(平成 15 年 1 月 施行)

交通機関利用者 (併用者を含む) のうち、いわて銀河鉄道を利用する職員に係る通勤手当の支給額の特例として、満額支給の限度額を 50,000 円 (現行 45,000 円) とする。

④ 期末手当及び勤勉手当について

(平成 15 年 1 月 施行, ただし平成 15 年度以降については平成 15 年 4 月 施行)

期末手当及び勤勉手当の支給率を次のとおりとする。

ア 期末手当の支給率

	現 行	改定 (14 年度)	改定 (15 年度)
6 月期	1. 4 5 月	1. 4 5 月	1. 5 5 月
12 月期	1. 5 5 月	1. 5 5 月	1. 7 月
3 月期	0. 5 5 月	0. 5 月	(廃止)
計	3. 5 5 月	3. 5 月	3. 2 5 月

イ 勤勉手当の支給率

	現 行	14 年度 (改定なし)	改定 (15 年度)
6 月期	0. 6 月	0. 6 月	0. 7 月
12 月期	0. 5 5 月	0. 5 5 月	0. 7 月
計	1. 1 5 月	1. 1 5 月	1. 4 月

ウ 市議会議員の期末手当の支給率

(改正条例の附則において、盛岡市議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

	現 行	改定 (14 年度)	改定 (15 年度)
6 月期	1. 4 5 月	1. 4 5 月	1. 7 月
12 月期	1. 5 5 月	1. 5 5 月	1. 8 月
3 月期	0. 5 5 月	0. 5 月	(廃止)
計	3. 5 5 月	3. 5 月	3. 5 月

36<3000万回減
本報/△

954減

⑤ 平成 15 年 3 月に支給する期末手当の特例について

平成 14 年 4 月からの年間給与について官民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 15 年 3 月の期末手当の額の特例として、所要の調整措置を行うこととする。